島根県報

令和７年８月５日（火）
第　６４０　号
（毎週火・金曜日発行）
https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【規　則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則　（人　事　課）　2

島根県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則　（都市計画課）　3

【告　示】

土地改良区の役員の就任の届出　（農村整備課）　26

県営土地改良事業の工事の完了　（　〃　）　27

【公　告】

公共測量の実施（３件）　（技術管理課）　27

【特定調達公告】

島根県給与管理システム専用基盤構築及び運用保守業務に係る随意契約の相手方等　（人　事　課）　28

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第69号）

１　規則の概要

⑴　港湾法の規定により、非常災害の場合において土地若しくは建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する事務は、地方機関の長が専決することができる事項とすることとした。（別表第５関係）

⑵　港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理（別表第５関係）

⑶　その他規定の整理

２　施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（規則第70号）

１　規則の概要

⑴　基礎調査のための土地の立入り等、障害物の伐採又は土地の試掘等を行おうとする者が携帯しなければならない身分証明書等の様式を定めることとした。（第２条関係）

⑵　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事又は特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請書に添付する書類を定めることとした。（第３条・第９条関係）

⑶　宅地造成等に伴う災害発生のおそれがないと認められる工事について、宅地造成又は特定盛土等に関する工事における盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差及び土石の堆積に関する工事における土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差を定めることとした。（第４条関係）

⑷　国又は県等が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事又は特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の協議書の様式及び添付書類を定めることとした。（第５条・第７条・第10条・第12条関係）

⑸　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事又は特定盛土等規制区域において行われる特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可を受けた者が、軽微な変更の届出を行う場合の変更届出書及び定期の報告を行う場合の定期報告書の様式を定めることとした。（第６条・第８条・第11条・第13条関係）

⑹　建築確認等を受けようとする者が、知事に宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合の申請書の様式を定めることとした。（第14条関係）

２　施行期日

令和７年10月１日から施行することとした。

規　　則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年８月５日

島根県知事　丸　山　達　也

島根県規則第69号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第５支庁及び県土整備事務所の項第８号地方機関の長専決事項の欄及び同表浜田港湾振興センターの項第２号地方機関の長専決事項の欄を次のように改める。

⑴　法第55条の３第１項の規定により、非常災害の場合において土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分すること。

⑵　法第55条の３第２項の規定により、非常災害の場合において土地若しくは建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和７年８月５日

島根県知事　丸　山　達　也

島根県規則第70号

島根県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

（趣旨）

第１条　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第３号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（証明書等の様式）

第２条　法第７条第１項（法第24条第２項（法第48条において準用する場合を含む。）又は法第43条第２項において準用する場合を含む。）及び第２項の証明書の様式は、様式第１号とする。

２　法第７条第２項の許可証の様式は、様式第２号とする。

（宅地造成等に関する工事の許可の申請書の添付書類）

第３条　省令第７条第１項第５号の書類の様式は、設計者の資格に関する申告書（様式第３号）とする。

２　省令第７条第１項第10号及び第２項第８号の書類の様式は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事施行同意書（様式第４号）とする。

３　省令第７条第１項第12号及び第２項第10号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

⑴　工事をしようとする土地の区域内の土地の登記事項証明書

⑵　工事をしようとする土地の区域内の土地の公図の写し

⑶　工事をしようとする土地の区域内の求積図（縮尺500分の１以上）

⑷　工事主の資力及び信用に関する申告書（様式第５号）

⑸　宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書（様式第６号）

⑹　暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第７号）

⑺　工事施行者の能力に関する申告書（様式第８号）

⑻　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（災害発生のおそれがないと認められる工事）

第４条　省令第８条第９号の規定により規則で定める値は、１メートルとする。

２　省令第８条第10号ロの規定により規則で定める値は、１メートルとする。

（宅地造成等に関する工事の協議）

第５条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第１項の規定により知事との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第９号）の正本及び副本に、それぞれ省令第７条第１項各号（第８号、第９号、第11号及び第12号を除く。以下同じ。）に規定する書類及び第３条第３項各号（第４号から第７号までを除く。以下同じ。）に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

２　土石の堆積に関する工事について、法第15条第１項の規定により知事との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（様式第10号）の正本及び副本に、それぞれ省令第７条第２項各号（第６号、第７号、第９号及び第10号を除く。以下同じ。）に規定する書類及び第３条第３項各号に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

３　知事は、法第15条第１項の規定による協議が成立したときは、協議同意書（様式第11号）に、第１項又は前項の協議書の副本を添えて、当該協議を行った者に通知する。

（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

第６条　宅地造成等に関する工事について、法第16条第２項の規定による知事への届出を行おうとする者は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の変更協議）

第７条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第３項において準用する法第15条第１項の規定による変更の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（様式第13号）の正本及び副本に、それぞれ省令第７条第１項各号に規定する書類及び第３条第３項各号に規定する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

２　土石の堆積に関する工事について、法第16条第３項において準用する法第15条第１項の規定による変更の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書（様式第14号）の正本及び副本に、それぞれ省令第７条第２項各号に規定する書類及び第３条第３項各号に規定する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

３　第５条第３項の規定は、前２項の変更協議について準用する。

（宅地造成等に関する工事の定期の報告の様式）

第８条　省令第48条第１項の報告書の様式は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第15号）とする。

２　省令第48条第２項の報告書の様式は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第16号）とする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請書の添付書類）

第９条　省令第63条第１項第２号及び第２項第２号の規則で定める書類は、第３条第３項各号に掲げるものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議）

第10条　特定盛土等に関する工事について、法第34条第１項の規定により知事との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第９号）の正本及び副本に、それぞれ省令第７条第１項各号に規定する書類及び第３条第３項各号に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

２　土石の堆積に関する工事について、法第34条第１項の規定により知事との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（様式第10号）の正本及び副本に、それぞれ省令第７条第２項各号に規定する書類及び第３条第３項各号に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

３　知事は、法第34条第１項の規定による協議が成立したときは、協議同意書（様式第11号）に、第１項又は前項の協議書の副本を添えて、当該協議を行った者に通知する。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出）

第11条　特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第35条第２項の規定による知事への届出を行おうとする者は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更協議）

第12条　特定盛土等に関する工事について、法第35条第３項において準用する法第34条第１項の規定による変更の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（様式第13号）の正本及び副本に、それぞれ省令第７条第１項各号に規定する書類及び第３条第３項各号に規定する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更され

るものを添付して、知事に提出しなければならない。

２　土石の堆積に関する工事について、法第35条第３項において準用する法第34条第１項の規定による変更の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書（様式第14号）の正本及び副本に、それぞれ省令第７条第２項各号に規定する書類及び第３条第３項各号に規定する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

３　第10条第３項の規定は、前２項の変更協議について準用する。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告の様式）

第13条　省令第78条第１項の報告書の様式は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第15号）とする。

２　省令第78条第２項の報告書の様式は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第16号）とする。

（法の規定に適合していることを証する書面の交付）

第14条　省令第88条の書面の交付を受けようとする者は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書交付申請書（様式第17号）に、知事が別に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

附　則

この規則は、令和７年10月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　名

氏　名

写

真

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付

年　　月　　日限り有効

島根県知事　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　「法令の条項」欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　「該当の有無」欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第２号（第２条関係）

指令　第　　号

土地の試掘等の許可証

住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法第６条第１項の規定により、次のとおり土地の試掘等を許可します。

１　行為期間	（自）　　年　　月　　日 （至）　　年　　月　　日
２　行為場所	
３　所有者（占有者）住所・氏名	
４　行為目的	
５　行為内容	

年　　月　　日

島根県知事　　印

様式第３号（第３条関係）

設計者の資格に関する申告書

年　　月　　日

島根県知事　様

申請者　　氏　名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第13条第２項 / 第31条第２項 } に規定する設計者の資格について、次のとおり申告します。

１　設計者の氏名					
２　設計者の現住所					
３　最終学歴	学校名	学 部・科 名	修 業 年 限	卒業・中退の別	
４　資格、免許等					
５実務経歴	勤務先又は工事名	職務内容	期　　間	年　数	合　計
			年　　月から 年　　月まで		
			年　　月から 年　　月まで		
			年　　月から 年　　月まで		
			年　　月から 年　　月まで		
審　　査　　欄	該当号 政令第22条　第１号、第２号、第３号、第４号及び第５号 省令第35条　第１号及び第２号 昭和37年建設省告示第1005号　第１号、第２号、第３号及び第４号				

（注意）１　審査欄は、記載しないこと。

２　３欄の学校の卒業証明書等を添付すること。

３　４欄の資格、免許等については、これらを有することを証する書類の写しを添付すること。

様式第４号（第３条関係）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事施行同意書

工事主　　が施行する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、異議がないので同意します。

土地の所在地及び地番	地目	地積	権利の種類	同意年月日	権利者の住所及び氏名	印

（注意）１　「権利の種類」欄には、所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を記入すること。

２　印鑑は、実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。

様式第５号（第３条関係）

工事主の資力及び信用に関する申告書

年　　月　　日

島根県知事　様

申請者　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第２項第２号 / 第30条第２項第２号} に規定する資力及び信用について、下記のとおり申告します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">設立年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>資本金</td><td colspan="2">千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">法令による登録等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">従業員数</td><td>事　務</td><td>技　術</td><td>その他</td><td colspan="2">計</td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">前年度事業量</td><td colspan="2">千円</td><td>資産総額</td><td colspan="2">千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">前年度納税額</td><td colspan="5">法人税又は所得税　　千円　　事業税　　千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる取引金融機関</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">役員略歴</td><td>職　名</td><td colspan="2">氏　名</td><td>年　齢</td><td>在社年数</td><td colspan="2">資格、免許、学歴、その他</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td>歳</td><td>年</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">宅地造成等工事施行経歴</td><td>工事の名称</td><td>工事施行者</td><td colspan="2">工事施行場所</td><td>面積及び
工事費</td><td colspan="2">着工及び完了年月日</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>㎡
千円</td><td colspan="2">年　月　日着工
年　月　日完了</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>㎡
千円</td><td colspan="2">年　月　日着工
年　月　日完了</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>㎡
千円</td><td colspan="2">年　月　日着工
年　月　日完了</td></tr>
</table>

（注意）１　「法令による登録等」欄には、宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入すること。

２　法人にあっては、前年度に係る法人税及び事業税の納税証明書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びに事業経歴書を添付すること。

３　個人にあっては、前年度に係る所得税の納税証明書を添付すること。

様式第６号（第３条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書

私（法人にあっては、当法人）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

１　私（法人にあっては、当法人）は、次のいずれにも該当しません。

⑴　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

⑵　本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者（本法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分に違反した者を含む。）

⑶　本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可（以下単に「許可」という。）を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

⑷　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

２　１の誓約が虚偽であり、又は誓約事項に反したことにより、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年　　月　　日

島根県知事　様

申請者　住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

様式第７号（第３条関係）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（法人にあっては、当法人）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、必要に応じて、このことを確認するための照会が島根県警察本部に対してなされることに同意します。

１　私（法人の場合は、役員を含む。役職、氏名等は次表のとおり。）は、次の⑴から⑶までのいずれにも該当しません。

役職	氏名（フリガナ）	生年月日	性別	住所

※法人の場合は、役員の役職、氏名等についても記載すること。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

⑵　法人であって、その役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの

⑶　暴力団員等がその事業活動を支配する者

２　１の誓約が虚偽であり、又は誓約事項に反したことにより、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年　　月　　日

島根県知事　様

申請者　住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

様式第８号（第３条関係）

工事施行者の能力に関する申告書

年　　月　　日

島根県知事　様

工事施行者　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第２項第３号 / 第30条第２項第３号} に規定する工事を完成するために必要な能力について、下記のとおり申告します。

記

設立年月日	年　月　日		資本金	千円	
法令による登録等					
従業員数	事　務	技　術	その他	計	
	人	人	人	人	
前年度事業量	千円	資産総額	千円		
前年度納税額	法人税又は所得税　千円	事業税　千円			
主たる取引金融機関					

技術者略歴	職　名	氏　名	年　齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他
			歳	年	

宅地造成等工事施行経歴	注文主の氏名	元請・下請の別	工事施行場所	面積及び工事費	着工及び完了年月日
				㎡ 千円	年　月　日着工 年　月　日完了
				㎡ 千円	年　月　日着工 年　月　日完了
				㎡ 千円	年　月　日着工 年　月　日完了
				㎡ 千円	年　月　日着工 年　月　日完了

（注意）１　「法令による登録等」欄には、建設業法による建設業者の登録、建築士法による建築士事務所の登録等について記入すること。

２　法人の全部事項証明書又は住民票、事業経歴書及び建設業許可証明書の写しを添付すること。

様式第９号（第５条、第10条関係）

第　　号
年　　月　　日

島根県知事　様

協議者　住　所
氏　名

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第１項 / 第34条第１項 } の規定により、協議します。

<table>
<tr><td colspan="2">1　工事主住所氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">2　設計者住所氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">3　工事施行者住所氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">4　土地の所在地及び地番
（代表地点の緯度経度）</td><td colspan="4">（緯度：　　度　　分　　秒、　経度：　　度　　分　　秒）</td></tr>
<tr><td colspan="2">5　土地の面積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">6　工事着手前の土地利用状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">7　工事完了後の土地利用</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">8　盛土のタイプ</td><td colspan="4">平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土</td></tr>
<tr><td colspan="2">9　土地の地形</td><td colspan="4">渓流等への該当　有・無</td></tr>
<tr><td rowspan="15">10
工事の概要</td><td>ア　盛土又は切土の高さ</td><td colspan="4">m</td></tr>
<tr><td>イ　盛土又は切土をする土地の面積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ウ　盛土又は切土の土量</td><td>盛土</td><td colspan="3">㎥</td></tr>
<tr><td>切土</td><td colspan="3">㎥</td></tr>
<tr><td rowspan="4">エ　擁壁</td><td>番号</td><td>構造</td><td>高さ</td><td>延長</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">オ　崖面崩壊防止施設</td><td>番号</td><td>種類</td><td>高さ</td><td>延長</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">カ　排水施設</td><td>番号</td><td>種類</td><td>内法寸法</td><td>延長</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>㎝</td><td>m</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>キ　崖面の保護の方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>ク　崖面以外の地表面の保護の方法</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

	ケ　工事中の危険防止のための措置	
	コ　その他の措置	
	サ　工事着手予定年月日	年　月　日
	シ　工事完了予定年月日	年　月　日
	ス　工程の概要	
11　その他必要な事項		

※受付欄	※決裁欄	※協議同意に当たって付した条件	※協議同意番号欄
年　月　日			年　月　日
第　号			第　号
係員氏名			係員氏名

（注意）１　※印のある欄は、記入しないこと。

２　２欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。

３　３欄は、未定のときは、定まった後、工事着手前に届け出ること。

４　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

５　８欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと（複数選択可）。

６　９欄は、渓流等（政令第７条第２項第２号に規定する土地をいう。）への該当の有無について、いずれかに○印を付すこと。

７　11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合のみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第10号（第５条、第10条関係）

第　　号
年　　月　　日

島根県知事　様

協議者　住　所
氏　名

土石の堆積に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第１項 / 第34条第１項 } の規定により、協議します。

1　工事主住所氏名			
2　設計者住所氏名			
3　工事施行者住所氏名			
4　土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）		（緯度：　　度　　分　　秒、　経度：　　度　　分　　秒）	
5　土地の面積		㎡	
6　工事の目的			
7　工事の概要	ア　土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	イ　土石の堆積を行う土地の面積	㎡	
	ウ　土石の堆積の最大堆積土量	㎥	
	エ　土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ　勾配が10分の１を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	カ　土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ　空地の設置	番号	空地の幅
			m
	ク　雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	ケ　堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	コ　工事中の危険防止のための措置		
	サ　その他の措置		

	シ　工事着手予定年月日	年　月　日
	ス　工事完了予定年月日	年　月　日
	セ　工程の概要	
８　その他必要な事項		

※受付欄	※決裁欄	※協議同意に当たって付した条件	※協議同意番号欄
年　月　日			年　月　日
第　号			第　号
係員氏名			係員氏名

（注意）１　※印のある欄は、記入しないこと。

２　３欄は、未定のときは、定まった後、工事着手前に届け出ること。

３　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

４　７欄ケは、鋼矢板等を設置するときは当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは措置の内容を記入すること。

５　８欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合のみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第11号（第５条、第10条関係）

協議同意書

第　　号

年　月　日

様

島根県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第１項（第16条第３項において準用する場合を含む。）
第34条第１項（第35条第３項において準用する場合を含む。） } の規定により、

下記のとおり協議に同意します。

１　工事をする土地の所在地及び地番	
２　工事主住所氏名	
３　協議同意番号	第　　号
４　協議同意対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
５　期間	（自）　年　月　日 （至）　年　月　日
６　条件	

様式第12号（第６条、第11条関係）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書

年　　月　　日

島根県知事　様

届出者　住　所
（工事主）　氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法（第16条第２項／第35条第２項）の規定により、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

１　土地の所在地及び地番			
２　許可の年月日及び番号	年　　月　　日　指令　第　　号		
３　変更内容	項目	変更前	変更後
４　変更理由			

様式第13号（第７条、第12条関係）

第　　号
年　　月　　日

島根県知事　様

協議者　住　所
氏　名

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法｛第16条第３項において準用する第15条第１項／第35条第３項において準用する第34条第１項｝の規定により、変更協議します。

1　工事主住所氏名					
2　設計者住所氏名					
3　工事施行者住所氏名					
4　土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）		（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）			
5　土地の面積		㎡			
6　工事着手前の土地利用状況					
7　工事完了後の土地利用					
8　盛土のタイプ		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9　土地の地形		渓流等への該当　有・無			
10　工事の概要	ア　盛土又は切土の高さ	m			
	イ　盛土又は切土をする土地の面積	㎡			
	ウ　盛土又は切土の土量	盛土	㎥		
		切土	㎥		
	エ　擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	オ　崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				m	m
	カ　排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				㎝	m
	キ　崖面の保護の方法				
	ク　崖面以外の地表面の保護の方法				

	ケ　工事中の危険防止のための措置	
	コ　その他の措置	
	サ　工事着手予定年月日	年　月　日
	シ　工事完了予定年月日	年　月　日
	ス　工程の概要	
11　その他必要な事項		
12　変更の理由		
13　協議同意番号		第　号

※受付欄	※決裁欄	※協議同意に当たって付した条件	※協議同意番号欄
年　月　日			年　月　日
第　号			第　号
係員氏名			係員氏名

（注意）１　※印のある欄は、記入しないこと。

２　２欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。

３　３欄は、未定のときは、定まった後、工事着手前に届け出ること。

４　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

５　８欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと（複数選択可）。

６　９欄は、渓流等（政令第７条第２項第２号に規定する土地をいう。）への該当の有無について、いずれかに○印を付すこと。

７　11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合のみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第14号（第７条、第12条関係）

第　　号
年　　月　　日

島根県知事　様

協議者　住　所
氏　名

土石の堆積に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法｛第16条第３項において準用する第15条第１項 / 第35条第３項において準用する第34条第１項｝の規定により、変更協議します。

1　工事主住所氏名			
2　設計者住所氏名			
3　工事施行者住所氏名			
4　土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）		（緯度：　　度　　分　　秒、　経度：　　度　　分　　秒）	
5　土地の面積		㎡	
6　工事の目的			
7　工事の概要	ア　土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	イ　土石の堆積を行う土地の面積	㎡	
	ウ　土石の堆積の最大堆積土量	㎥	
	エ　土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ　勾配が10分の１を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	カ　土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ　空地の設置	番号	空地の幅
			m
	ク　雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	ケ　堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	コ　工事中の危険防止のための措置		
	サ　その他の措置		

	シ　工事着手予定年月日	年　月　日
	ス　工事完了予定年月日	年　月　日
	セ　工程の概要	
8　その他必要な事項		
9　変更の理由		
10　協議同意番号		第　号

※受付欄	※決裁欄	※協議同意に当たって付した条件	※協議同意番号欄
年　月　日			年　月　日
第　号			第　号
係員氏名			係員氏名

（注意）１　※印のある欄は、記入しないこと。

２　３欄は、未定のときは、定まった後、工事着手前に届け出ること。

３　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

４　７欄ケは、鋼矢板等を設置するときは当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは措置の内容を記入すること。

５　８欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合のみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第15号（第８条、第13条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年　　月　　日

島根県知事　様

報告者　　住　所
（工事主）　氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法（第19条第１項／第38条第１項）の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について下記のとおり報告します。

記

１　工事が施行される土地の所在地				
２　工事の許可年月日及び番号	年　　月　　日　指令　第　　号			
３　報告年月日	第１回目	第２回目	第３回目	第４回目
	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
４　報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
５　報告の時点における盛土又は切土の面積	㎡	㎡	㎡	㎡
６　報告の時点における盛土又は切土の土量	㎥	㎥	㎥	㎥
７　報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				

（注意）１　第５回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

２　報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに７欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

様式第16号（第８条、第13条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年　　月　　日

島根県知事　様

報告者　　住　所
（工事主）　氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法（第19条第１項／第38条第１項）の規定により、土石の堆積に関する工事について下記のとおり報告します。

記

１　工事が施行される土地の所在地				
２　工事の許可年月日及び番号	年　　月　　日　指令　第　　号			
３　報告年月日	第１回目	第２回目	第３回目	第４回目
	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
４　報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
５　報告の時点における土石の堆積の面積	㎡	㎡	㎡	㎡
６　報告の時点において堆積されている土石の土量	㎥	㎥	㎥	㎥
７　前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	㎥	㎥	㎥	㎥

（注意）１　第５回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

２　報告の時点において土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

様式第17号（第14条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書交付申請書

年　　月　　日

島根県知事　様

申請者　住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画について、宅地造成及び特定盛土等規制法（第12条第１項／第16条第１項／第30条第１項／第35条第１項）の規定に適合していることを証する書面の交付を申請します。

工事主	住所		
	氏名		
土地の所在地及び地番			
区域区分		□宅地造成等工事規制区域　□特定盛土等規制区域	
該当条文		宅地造成及び特定盛土等規制法 □第12条第１項　□第16条第１項　□第30条第１項　□第35条第１項	
盛土若しくは切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積		㎡	
許可年月日及び番号（許可済の場合）		年　月　日　指令　第　号	
建築等の計画の概要		敷地面積	
		主要用途	
		工事種別	
その他必要な事項			

（注意）「区域区分」欄及び「該当条文」欄は、該当するものに✓印を記入すること。

告　示

島根県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和７年８月５日

島根県知事　丸　山　達　也

出雲市伊野土地改良区

１　就任した役員の氏名及び住所

理事

岩成真由美　出雲市美野町915－６

２　就任年月日

令和７年３月26日

島根県告示第456号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定により告示する。

令和７年８月５日

島根県知事　丸　山　達　也

事　　業　　名	完了年月日
浜田東部地区（元谷工区）区画整理事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	令和７年５月14日
浜田東部地区（上府工区）区画整理事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	令和６年３月18日
浜田東部地区用排水施設事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	令和３年３月11日
浜田東部地区暗渠排水事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	令和５年３月24日
浜田東部地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	令和６年３月11日

公　　告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年８月５日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（用地測量）

２　作業期間

令和７年７月３日から令和８年１月20日まで

３　作業地域

松江市大庭町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年８月５日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（基準点測量）

２　作業期間

令和７年７月24日から令和８年１月27日まで

３　作業地域

出雲市斐川町神氷地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について邑南町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年８月５日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（基準点測量）

２　作業期間

令和７年７月28日から令和８年１月30日まで

３　作業地域

邑智郡邑南町井原地内

特　定　調　達　公　告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成７年島根県規則第83号）第９条の規定により公告する。

令和７年８月５日

島根県知事　丸　山　達　也

１　件名及び数量

島根県給与管理システム専用基盤構築及び運用保守業務　一式

２　契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部人事課　島根県松江市殿町１番地

３　随意契約の相手方を決定した日

令和７年７月24日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社インターネットイニシアティブ　代表取締役社長執行役員　谷脇　康彦

東京都千代田区富士見二丁目10番２号

５　随意契約に係る契約金額

67,075,767円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号の規定による。